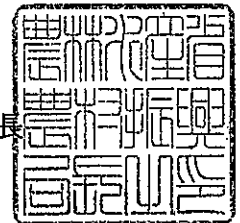


26農振第2206号  
20150327地局第1号  
職発0331第35号  
国官参物第154号  
平成27年3月31日

北海道知事 殿

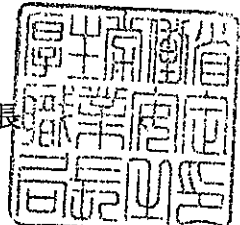
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長



経 済 産 業 省 大 臣 官 房 地 域 経 済 産 業 審 議 官



厚 生 労 働 省 職 業 安 定 局 長



国 土 交 通 省 大 臣 官 房 物 流 審 議 官



「農村地域工業等導入促進法の運用について」の一部改正について

今般、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、「農村地域工業等導入促進法の運用について」（昭和63年8月18日付け63構改B第855号、63立局第862号、職発第462号、貨経第38号、農林水産省構造改善局長、通商産業省立地公害局長、労働省職業安定局長、運輸省貨物流通局長通達）第4条4（1）における、都道府県が農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する等の場合に、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局及び地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止することとされたところである。

このため、同通達の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、本制度の円滑かつ適正な運用に当たって参考とされたい。

「農村地域工業等導入促進法の運用について」の一部改正について新旧対照表（案）

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「農村地域工業等導入促進法の運用について」の一部改正について</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 農村地域工業等導入基本計画の策定又は変更については、平成12年度基本計画の内容<br/>農村地域工業等導入基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成12年度を当面の目標年次とする。基本計画の策定又は変更については、制定時次官通達を第3の2及び改正法次官通達の記の第5の4によるほか、次の事項に留意し、地域の特性をいかしたものとす。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) その他必要な事項<br/>基本方針の5「その他農村地域への工業等の導入に関する重要事項」に即し、次の事項について記載する。<br/>なお、基本方針の5の(1)に即し広域指針、法第5条第1項第3号の実施計画（以下「拠点実施計画」という。）又は同条第2項の実施計画（以下「広域実施計画」という。）を策定する場合で、その対象地域があらかじめ予定されているときは、策定の考え方の概要をアに記載する。<br/>また、クには、実施計画の策定及び見直しの考え方を記載する。<br/>ア～キ（略）<br/>ク その他</p> <p>2 他の計画との調和<br/>基本計画は、法第4条第3項に規定する計画のほか、集落地域整備基本方針と調和のとれたものとす。</p> <p>3 基本計画の協議方法<br/>(1) 都府県は、法第4条第4項の規定により、基本計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ農林水産省地方農政局長（以下「地方農政局長」という。）、通商産業省通商産業局長（以下「通商産業局長」という。）、労働省都府県労働局長（以下「都府県労働局長」という。）及び運輸省地方運輸局長（以下「地方運輸局長」という。）に基本計画（案）（各5部）を提出する。<br/>(2) 地方農政局長、通商産業局長、労働局長及び地方運輸局長は、都府県から提出された基本計画（案）について、それぞれの局内において関係部課に十分協議検討を行わせる。<br/>(3) 地方農政局長、通商産業局長、労働局長及び地方運輸局長は、それぞれの局内において検討した事項について、可能な限り合同して協議検討し、統一した意見を取りまとめる。<br/>(4) 地方農政局長、通商産業局長、労働局長及び地方運輸局長は(3)の統一した意見に基づき、関係都府県に対して所要の指示を行う。</p> | <p>「農村地域工業等導入促進法の運用について」の一部改正について</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 農村地域工業等導入基本計画の策定又は変更については、平成12年度基本計画の内容<br/>農村地域工業等導入基本計画（以下「基本計画」という。）の策定又は変更については、制定時次官通達の記の第3の2及び改正法次官通達の記の第5の4によるほか、次の事項に留意し、地域の特性をいかしたものとす。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) その他必要な事項<br/>基本方針の5「その他農村地域への工業等の導入に関する重要事項」に即し、次の事項について記載する。<br/>なお、基本方針の5の(1)に即し広域指針、法第5条第1項第3号の実施計画（以下「拠点実施計画」という。）又は同条第2項の実施計画（以下「広域実施計画」という。）を策定する場合で、その対象地域があらかじめ予定されているときは、策定の考え方の概要をアに記載する。<br/>また、クには、実施計画の策定及び見直しの考え方を記載する。<br/>ア～キ（略）<br/>ク その他</p> <p>2 他の計画との調和<br/>基本計画は、法第4条第4項に規定する計画のほか、集落地域整備基本方針と調和のとれたものとす。</p> <p>3 基本計画の協議方法<br/>(1) 都府県は、法第5項の規定により、基本計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ農林水産省地方農政局長（以下「地方農政局長」という。）、厚生労働省都府県労働局長（以下「都府県労働局長」という。）及び国土交通省地方運輸局長（以下「地方運輸局長」という。）に基本計画（案）（各5部）を提出する。<br/>(2) 地方農政局長、経済産業局長、都府県労働局長及び地方運輸局長は、都府県から提出された基本計画（案）について、それぞれの局内において関係部課に十分協議検討を行わせる。<br/>(3) 地方農政局長、経済産業局長、都府県労働局長及び地方運輸局長は、それぞれの局内において検討した事項について、可能な限り合同して協議検討し、統一した意見を取りまとめる。<br/>(4) 地方農政局長、経済産業局長、都府県労働局長及び地方運輸局長は(3)の統一した意見に基づき、関係都府県に対して所要の指示を行う。</p> |



1 (略)

2 広域指針の作成又は変更

(1) (2) (略)

(3) 広域指針の作成又は変更の手続  
ア (略)

イ

都道府県は、広域指針を作成又は変更したときは、当該指針を関係市町村長並びに地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長）、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長に送付する。

この場合の送付部数は、地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長に対しては、それぞれ4部（うち2部は、地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長、地域経済産業局長、職業安定局長及び物流審議官に送付する。）、農村振興局長（北海道の場合）に対しては2部とする。

3・4 (略)

第4 実施計画の策定又は変更について

1 (略)

2 実施計画の変更

(1) (略)

(2) 工業等導入地区の縮小又は取消し  
ア・イ (略)

ウ 縮小又は取消しに係る土地が、実施計画策定時に農地の転用（転用のための農地等の権利の取得を含む。）について「農村地域工業等導入実施計画と農地転用許可との調整について」（昭和47年4月18日付け農地B第673号農林省農政局長、農地局長連名通達）によって所要の調整を了しているものについては、実施計画の変更先だって、都道府県の関係部局間において、その適否について協議し、所要の調整を行う。

なお、この場合に縮小又は取消しに係る農地等について転用の許可を行っている場合には、その実施計画の変更につき「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号、21農振第1599号農林水産省経営局長、農村振興局長連名通知）に十分留意して調整を行う。

(3) (略)

3 (略)

4 連絡調整等

(1) 都道府県の法担当部局は、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について法第5条第9項の規定による協議に応じようとする場合には、当該都道府県の土木、都市計画、環境等の関係部局と十分な協議を行う。

1 (略)

2 広域指針の作成又は変更

(1) (2) (略)

(3) 広域指針の作成又は変更の手続  
ア (略)

都道府県は、広域指針を作成又は変更したときは、当該指針を関係市町村長並びに地方農政局長（北海道にあっては、構造改善局長）、通商産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長に送付する。

この場合の送付部数は、地方農政局長、通商産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長に対しては、それぞれ4部（うち2部は、地方農政局長、通商産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長、環境立地局長、職業安定局長及び大臣官房総務審議官に送付する。）、構造改善局長（北海道の場合）に対しては2部とする。

3・4 (略)

第4 実施計画の策定又は変更について

1 (略)

2 実施計画の変更

(1) (略)

(2) 工業等導入地区の縮小又は取消し  
ア・イ (略)

ウ 縮小又は取消しに係る土地が、実施計画策定時に農地の転用（転用のための農地等の権利の取得を含む。）について「農村地域工業等導入実施計画と農地転用許可との調整について」（昭和47年4月18日付け農地B第673号農林省農政局長、農地局長連名通達）によって所要の調整を了しているものについては、実施計画の変更先だって、都道府県の関係部局間において、その適否について協議（上記通達により農地等の転用について都道府県知事と地方農政局長（北海道にあっては構造改善局長。以下同じ。）とが協議しているものである場合には、縮小又は取消し後の工業等導入地区に含まれる農地等の面積にかかわらず地方農政局長に協議）し、所要の調整を行う。

なお、この場合に縮小又は取消しに係る農地等について転用の許可を行っている場合には、その実施計画の変更につき「農地転用許可後の促進に関する事務処理について」（昭和51年9月30日付け構改B第1939号構造改善局長通達）に十分留意して調整を行う。

(3) (略)

3 (略)

4 連絡調整等

(1) 都道府県の法担当部局は、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について法第5条第8項の規定による協議に応じようとする場合には、当該都道府県の土木、都市計画、環境等の関係部局と十分な協議を行うとともに、あらかじめ地方農政局（北海道にあ

つては、構造改善局)、通商産業局、都道府県労働局及び地方運輸局と十分連絡調整を行うとともに、必要に応じ、他の関係行政機関の地方支分部局と連絡調整を行う。

(2)～(4) (略)

5 実施計画の写しの送付  
法第5条第10項の規定に基づく実施計画の写しの送付については、次による。

- (1) (略)
- (2) 経済産業大臣に対しては、経済産業局長に5部を送付し、経済産業局長は経済産業大臣に3部を送付する。
- (3) 厚生労働大臣に対しては、都道府県労働局長に5部を送付し、都道府県労働局長は厚生労働大臣に3部を送付する。
- (4) 国土交通大臣に対しては、地方運輸局長に5部を送付し、地方運輸局長は国土交通大臣に3部を送付する。

第5 指導推進体制等について

(1)・(2) (略)

(3) 実施計画で定める農業構造の改善の促進に当たっては、農業生産基盤や農村生活環境基盤の総合的な整備のための備事業等の活用にも留意しつつ行うよう努める。

5 実施計画の写しの送付  
法第5条第9項の規定に基づく実施計画の写しの送付については、次による。

- (1) (略)
- (2) 通商産業大臣に対しては、通商産業局長に5部を送付し、通商産業局長は通商産業大臣に3部を送付する。
- (3) 労働大臣に対しては、都道府県労働局長に5部を送付し、都道府県労働局長は労働大臣に3部を送付する。
- (4) 運輸大臣に対しては、地方運輸局長に5部を送付し、地方運輸局長は運輸大臣に3部を送付する。

第5 指導推進体制等について

(1)・(2) (略)

(3) 実施計画で定める農業構造の改善の具体的な促進の措置は制定時次官通達の記の第5の5に定められており、地域整備関連総合整備事業実施要綱第2の(1)に定める事業の活用及び農業経営基盤強化促進対策等との連携に留意するほか、地域農業基盤確立農業構造改善事業及び山村振興等農業漁業特別対策に係る事業等については、導入企業に農業従事者の就業が相当程度見込まれる地域において、優先採択等が行われるよう配慮する。  
また、農業生産基盤や農村生活環境基盤の総合的な整備のための農村総合整備事業等の活用にも留意する。

(参 考)

63構改B第855号

63立局第862号

職 発 第 4 6 2 号

貨 経 第 3 8 号

昭和63年8月18日

農林水産省構造改善局長

通商産業省立地公害局長

労働省職業安定局長

運輸省貨物流通局長

最終改正

26農振第2206号

20150327地局第1号

職 発 0 3 3 1 第 3 5 号

国官参物第154号

平成27年3月31日

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長

経 済 産 業 省 大 臣 官 房 地 域 経 済 産 業 審 議 官

厚 生 労 働 省 職 業 安 定 局 長

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 物 流 審 議 官

## 農村地域工業等導入促進法の運用について

### 第1 農村地域の要件の判断時点について

法の対象となる農村地域は、法第2条第1項の規定及び農村地域工業等導入促進法施行令（昭和46年政令第280号。以下「令」という。）第1条から第3条までの規定により定められている。これらの規定により定められている要件は、農村地域工業等導入実施計画（以下「実施計画」という。）を樹立する時点で満たされていなければならないが、実施計画の樹立後これらの要件を満たさなくなったとしても、その実施計画は有効なものであると解する。

### 第2 農村地域工業等導入基本計画の策定又は変更について

#### 1 基本計画の内容

農村地域工業等導入基本計画（以下「基本計画」という。）の策定又は変更については、制定時次官通達の記の第3の2及び改正法次官通達の記の第5の4によるほか、次の事項に留意し、地域の特性をいかしたものとする。

#### (1) 前文

都道府県における農業、工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）及び雇用の現状とその見通し並びに農村地域への工業等の導入の実態にふれ、今後における農村地域への工業等の導入に関する基本的な

考え方を総括的に記載する。

(2) 導入すべき工業等の業種その他農村地域への工業等の導入の目標

農村地域へ工業等を導入するに当たっての基本的な考え方、導入すべき工業等の業種その他工業等の導入の目標について記載する。なお、都道府県内をいくつかの区域に区別することが適切な場合には、その区域別に記載する。(以下(3)及び(4)において同じ。)

ア 基本的な考え方については、農村地域の産業、雇用等に関する課題を整理し、工業等の導入のあり方を総括的に記載する。

イ 工業等の導入の目標については、農村地域工業等導入基本方針(以下「基本方針」という。)の1「農村地域への工業等の導入の目標」に即し、工業等の導入の考え方、工業等導入地区の設定及び見直しの考え方、導入すべき工業等の業種及び配慮事項を記載する。

(3) 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

基本方針の2「農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標」に即し、導入される工業等への農業従事者の就業の考え方及び配慮事項を記載する。

(4) 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

基本方針の3「農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標」に即し、農業構造の改善の考え方及び配慮事項を記載する。

(5) 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する方針

農村地域への工業等の導入に当たっては、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農業的な土地利用を図ることが適当である集团的優良農地の保全及び周辺農地への影響を考慮しつつ、工業等の導入が適正かつ円滑に行われるよう工場用地等(工場用地その他の工業等の用に供する土地をいう。以下同じ。)と農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。)との利用の調整方針を記載する。

この場合において、特に工業等導入地区の設定又は変更に伴う農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく農用地区域との調整方針も併せて記載する。

(6) 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項

基本方針の4の(1)「施設等の整備」に即し、農村地域への工業等の導入を促進するために、工業等の立地に必要な用地、共同流通業務施設(トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であって、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。以下同じ。)、道路、工業用水道、通信運輸施設等のハードな産業基盤の整備及び技術者や下請企業の確保、企業情報、受発注情報、技術情報の入手等のソフトな産業基盤の整備とこれを進めるための企業と公設の試験研究機関等との交流・連携及び生活基盤等定住条件の整備の考え方を記載する。

また、これらの整備に当たって、優良な農用地の確保、工業等の特性及び立地に対するニーズの把握等の配慮事項についても併せて記載する。

なお、産業基盤の整備に関しては、適切な用地、道路等の立地条件を有する工業等導入地区の設定を進めることとし、道路等の特段の整備を定めることのないよう

留意する。また、基本計画に定める共同流通業務施設は、主として工業等導入地区に立地する工業等の用に供するものであるので留意する。

(7) 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項

基本方針の4の(2)「職業紹介の充実等」に即し、導入される工業等に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、雇用情報の提供、職業紹介の充実、職業能力開発の推進等の考え方及び配慮事項を記載する。

(8) 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

基本方針の4の(3)「農業構造の改善」に即し、農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を図るため、農業経営基盤強化促進対策の促進、農業生産基盤及び農業施設の整備の考え方並びに配慮事項を記載する。

(9) 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

基本方針の5の(4)「環境の保全等」に即し、実施計画の策定に先立って必要に応じ環境に与える影響を調査検討し、環境の保全に配慮しつつ実施計画を策定すること、具体的な工業等の導入の際及び導入後においても必要に応じて環境の監視、環境に与える影響についての調査検討の補完等を行うこと、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮すること等環境の保全等に関する事項について記載する。

(10) その他必要な事項

基本方針の5「その他農村地域への工業等の導入に関する重要事項」に即し、次の事項について記載する。

なお、基本方針の5の(1)に即し広域指針、法第5条第1項第3号の実施計画（以下「拠点実施計画」という。）又は同条第2項の実施計画（以下「広域実施計画」という。）を策定する場合で、その対象地域があらかじめ予定されているときには、策定の考え方の概要をアに記載する。

また、クには、実施計画の策定及び見直しの考え方等を記載する。

ア 農村地域への工業等の導入の広域的推進

イ 工業等導入地区に関する情報の周知徹底及び立地後の企業の指導

ウ 下請関連企業及び地元中小企業の育成

エ 農業地域の活力の維持増進への配慮

オ 過疎地域等への配慮

カ 農業団体等の参画

キ 連絡調整体制の確立

ク その他

2 他の計画との調和

基本計画は、法第4条第4項に規定する計画のほか、集落地域整備基本方針と調和のとれたものとする。

3 基本計画の協議方法

(1) 都府県は、法第4条第5項に規定により、基本計画を策定又は変更しようとする



ときは、あらかじめ農林水産省地方農政局長（以下「地方農政局長」という。）、経済産業省経済産業局長（以下「経済産業局長」という。）、厚生労働省都府県労働局長（以下「都府県労働局長」という。）及び国土交通省地方運輸局長（以下「地方運輸局長」という。）に基本計画（案）（各5部）を提出する。

なお、他の国の行政機関の地方支分部局とも必要に応じ連絡調整を行う。

- (2) 地方農政局長、経済産業局長、都府県労働局長及び地方運輸局長は、都府県から提出された基本計画（案）について、それぞれの局内において関係部課に十分協議検討を行わせる。
- (3) 地方農政局長、経済産業局長、都府県労働局長及び地方運輸局長は、それぞれの局内において検討した事項について、可能な限り合同して協議検討し、統一した意見を取りまとめる。
- (4) 地方農政局長、経済産業局長、都府県労働局長及び地方運輸局長は(3)の統一した意見に基づき、関係都府県に対して所要の指示を行う。
- (5) 都府県は、(4)による指示に基づき、当初の基本計画（案）につき、所要の修正を加えた後、参考資料を添付して、農林水産大臣に対しては地方農政局長を経由して、経済産業大臣に対しては経済産業局長を経由して、厚生労働大臣に対しては都府県労働局長を経由して、国土交通大臣に対しては地方運輸局長を経由して、各10部を提出する。
- (6) 地方農政局長、経済産業局長、都府県労働局長及び地方運輸局長は、管内の各都府県から提出された基本計画（案）及び参考資料を農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対して各5部提出する。
- (7) 北海道は、都府県の場合に準じて、あらかじめ基本計画（案）を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、北海道経済産業局長、北海道労働局長、北海道運輸局長及び国土交通省北海道開発局長に提出し、その指示により所要の修正を行う。修正後の基本計画（案）については、農林水産大臣に対しては直接に、経済産業大臣に対しては北海道経済産業局長を経由して、厚生労働大臣に対しては北海道労働局長を経由して、国土交通大臣に対しては北海道運輸局長を経由して、それぞれ参考資料を添付して所定の部数（農林水産大臣及び厚生労働大臣には各5部、経済産業大臣及び国土交通大臣には各10部）を提出する。
- (8) (3)、(4)及び(7)に関し、地方農政局長、経済産業局長、厚生労働省都道府県労働局長（以下「都道府県労働局長」という。）及び地方運輸局長が都道府県からの事情聴取等を行う場合は、可能な限り共同して行う。
- (9) 農村振興局長、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官（以下「地域経済産業審議官」という。）、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）及び国土交通省大臣官房物流審議官（以下「物流審議官」という。）は、(5)から(7)までにより提出された基本計画（案）について協議を行うとともに、必要に応じ地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長並びに当該都道府県から事情を聴取する等の措置を行った後、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣は基本計画（案）に同意しようとするときは、関係行政機関の長と協議する。

(10) (9)により関係行政機関の長との協議を了した基本計画（案）については、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣の連名により各都道府県知事あて同意する旨を通知するとともに、その旨を地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長あて通知する。

#### 4 都道府県の審議会における調査審議

都道府県は、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣に基本計画（案）を提出する前に当該基本計画（案）について審議会等の調査審議を了しておく。

#### 5 都道府県における連絡調整

都道府県が基本計画を策定又は変更するに当たっては、都道府県の企画、農林水産、商工、労働及び運輸の基本計画の立案部局は、土木、都市計画、環境等の関係部局と十分な協議を行う。

#### 6 その他

(1) 基本計画（案）に添付する参考資料は、制定時次官通達の記の第3の2の(2)のイに掲げる人口等の推移に関しては、別添様式により作成し、将来の見通しに関しては、別添様式の各項目について可能な限り文章又は適宣の様式によりその時点及び出典を明らかにした上で作成する。

(2) 基本計画（案）及び参考資料の様式は、日本工業規格A列4版横書きとする。

### 第3 農村地域への工業等の導入の広域的推進について

農村地域への工業等の導入の円滑かつ効率的な推進を図るため、基本方針の5の(1)「農村地域への工業等の導入の広域的推進」に即し、近年の社会情勢、地域の実態の変化及び企業の立地要因の変化に対応し、広域的な視点に立った工業等の導入を推進する。特に中山間地域等立地条件に恵まれない地域においては、産業基盤・生活基盤等整備の機能分担を図るとともに、一体的な計画策定、企業誘致等への取組を推進する。

このため、都道府県は、地域の状況に応じ、広域指針の作成、拠点実施計画又は広域実施計画の策定を行うとともに、広域的な観点に立った工業等の導入のための指導を行う。

この場合、広域指針については、次の事項に留意し、地域の実情に応じて基本方針の5の(1)のアにより、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の地域ごとに労働力需給、交通事情、工業立地の状況、農業経営の状況等に応じたものとするとともに、同指針に基づき関係市町村に対する確かな工業等の導入に関する指導等を行う。また、拠点実施計画又は広域実施計画については、第4に規定するところにより策定する。

なお、既に作成した広域指針について、今後の産業基盤の整備の進展等による立地条件の変化等を勘案して遅滞なくその見直しを行う。

#### 1 対象地域の設定

##### (1) 対象地域の基準

ア 広域指針の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、工業等の導入を

促進すべき地域であって、次のすべての要件を具備した地域とする。

(ア) 自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の地域であること。

(イ) 拠点的な工業等導入地区又は相当数の小規模な工業等導入地区が存在する地域であること。

(ウ) 在宅通勤圏の形成された地域であること。

イ 対象地域の設定に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 工場立地法に基づく工場適地の調査における調査対象地区のほか、必要に応じ広域市町村圏、地方生活圏、モデル定住圏の圏域等を参考とする。

(イ) 既存の工業等導入地区であって、情勢の変化により工場用地等以外の用途に供することが適当と考えられるものについても、対象地域から除外されることのないよう配慮する。

(2) 都道府県は、あらかじめ関係する審議会等の意見を聴し、かつ、関係市町村と協議の上、対象地域の設定を行う。

## 2 広域指針の作成又は変更

### (1) 広域指針の内容

広域指針は、対象地域の設定理由を明らかにするとともに、次の事項について定める。

#### ア 工業等導入地区の再編成の方針

工業立地の動向、工業等の立地条件、労働力の需給状況等工業等の導入の可能性を総合的な観点に立って検討し、既存の工業等導入地区の再編成の方針を明らかにする。

この場合において、今後とも工業等の導入を促進すべき工業等導入地区、その中でも特に積極的に工業等の導入の促進を図るべき工業等導入地区及び取消し又は縮小すべき工業等導入地区を明らかにするとともに、工業等導入地区間の機能分担、導入すべき業種、導入企業と既存企業との広域的配置等に関する考え方を示す。

#### イ 実施計画の見直し等の方針

工業等導入地区の再編成の方針に基づく工業等導入地区の拡大、縮小又は取消しを内容とする実施計画の見直し等の方針を明らかにする。

#### ウ 市町村の特性をいかした工業等の配置の方針

対象地域における関係市町村の特性をいかした工業等の配置に関する方針を明らかにする。

#### エ 関係市町村の連携協力体制の整備の方針

対象地域における工業等の導入を、関係市町村の協力の下に的確に推進するための体制の整備に関する方針を明らかにする。この場合において、連携協力体制の構成、連携協力の内容等を示す。

#### オ その他必要な事項

### (2) 広域指針と他の計画との関係

都道府県は、広域指針の作成に当たっては、基本計画の内容に即し、かつ、都道

府県の計画その他法令に基づく地域振興に関する計画等との調和に努める。

(3) 広域指針の作成又は変更の手續

ア 都道府県は、4の(1)に定める協議会の意見を聞いて、対象地域ごとに広域指針を作成又は変更する。

イ 都道府県は、広域指針を作成又は変更したときは、当該指針を関係市町村長並びに地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長）、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長に送付する。

この場合の送付部数は、地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長に対しては、それぞれ4部（うち2部は、地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長が、それぞれ農村振興局長、地域経済産業審議官、職業安定局長及び物流審議官に送付する。）、農村振興局長（北海道の場合）に対してはそれぞれ2部とする。

3 広域指針に基づく指導等

(1) 都道府県は、広域指針に基づき都道府県の実施計画の作成及び見直しを行うとともに、必要な施設の整備、企業誘致活動等を行う。

(2) 都道府県は、広域指針に基づき関係市町村に対し、市町村の実施計画の作成及び見直し、必要な施設の整備、企業誘致活動等を行うよう指導する。

この場合において、既存の実施計画の見直しに当たっては、関係市町村と協議の上、見直しの時期、見直しの内容等処理方針を明らかにするとともに、見直しの結果新たに実施計画を作成する場合には、地域の状況に応じ、広域実施計画の制度の利用を図る。

(3) 都道府県は、広域指針の対象地域における工業等の導入状況、労働力需給の見直し等についての各種の情報を関係市町村に提供するとともに、対象地域の産業基盤の整備を促進する観点から、必要に応じ、広域指針の内容を当該都道府県の長期計画、総合計画等で位置づける。

4 その他

(1) 都道府県は、対象地域における工業等の導入を推進するため、対象地域における関係市町村の代表者で構成する協議会等を開催する。

(2) 都道府県は、対象地域の設定、広域指針の作成、広域指針に基づく指導等を円滑に推進するため、企画、農林水産、商工、労働、運輸、都市計画、土木、環境等の関係部課による総合指導推進体制を整備する。

#### 第4 実施計画の策定又は変更について

実施計画の策定又は変更については、基本計画の内容に即するとともに、制定時次官通達の記の第3の3及び改正法次官通達の記の第3によるほか、次の事項に留意の上、別添様式例を参考として定める。

1 実施計画の策定

新たな実施計画については、既存の実施計画の進捗状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況等から工業等の導入の必要性及び可能性を総合的に勘案し、工業等の導入がなされるよう良好な立地条件、産業基盤、企業

誘致活動の実施等工業等の導入の基本となる諸条件が整う場合に策定する。

また、実施計画の策定に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各般の土地利用計画、集落地域整備基本方針及び関係広域市町村圏の振興整備に関する計画との調和を図る。
- (2) 地域住民の就業の意向、農業経営の意向等についての的確に把握し、認定農業者等の育成・確保、地域の就業構造の特性及び農業の構造改善の熟度等を勘案しつつ、適正な労働力需給の調整を図る。
- (3) 最近における通勤圏の拡大等にかんがみ、地域の自然的、社会的等諸条件を勘案し、広域的な観点に立って計画する。また、都道府県から広域指針が示されている場合には、当該広域指針の内容に即して計画する。
- (4) 地域全体として実施計画における工業等の導入の規模が過大となることを防止するとともに、計画的な工業等の導入の推進を図るため、都道府県の実施計画と市町村の実施計画とが、その配置、規模等において調和のとれたものとなるよう配慮する。

また、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業（以下「流通関連導入対象業種」という。）は、実施計画が策定される農村地域内の農業従事者の雇用を確保するために必要な範囲内で導入されるものであるので留意する。

- (5) 導入すべき工業等の業種については、地域社会の年齢構成、男女比率等の現状、地域住民の意向、地域労働力の特質等を十分調査した上で地域の産業振興、就業構造上の課題を整理し、これらの課題への対応に見合った適切な業種の選定を行う。この場合、導入する業種は成長性と安定性のあるものとする。

また、流通関連導入対象業種は、当該農村地域に導入される工業（立地済みのものを含む。）に関連して導入されるものであるので留意する。

- (6) 工業等の立地は、産業関連施設等の整備状況に影響されることが大きいことにかんがみ、工場用地、共同流通業務施設、最寄りの既存の道路から工業等導入地区への取付道路、工業用水道、排水施設等のハードな産業基盤整備を進めることに留意する。また、住宅、厚生施設等生活基盤の整備にも配慮する。

この場合、道路等の立地条件に恵まれた場所に工業等導入地区を設置することにより、道路等の特段の整備を定めないようにするとともに、共同流通業務施設は、主として工業等導入地区に立地する工業等の用に供するものとする。

なお、工場用地等の取得、造成については、その各段階において周辺地域を含む地域全体の工業等の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、工業団地の需給状況、周囲の企業の立地状況、地域における物流網の状況等工業等の導入の可能性を十分に勘案の上実施する。

- (7) 工業等の導入を促進するため、ハードな産業基盤の整備に加え、関係機関、団体等の協力を得て、技術者や下請企業の確保、企業情報、受発注情報及び技術情報の入手等ソフトな産業基盤とこれを進めるための企業と公設の試験研究機関及び生活基盤等定住条件の整備に努める。

この場合、工業等導入地区及びその周辺の状況に応じ、導入する工業等と関連の

あるソフトな産業基盤としての対事業所サービス業等（例えば、機械修理業、情報サービス業）の工業等導入地区への立地についても配慮する。

- (8) 公害の防止等環境の保全に十分留意する。特に、工業等導入地区の面積が20ha以上の場合、その他導入業種及び地域の特性等から見て環境保全上特別の配慮を要する場合で必要があるときは、実施計画の策定に先立って環境に与える影響についての調査検討を行うこととし、その結果を踏まえて計画する。

また、自然公園法の特別地域内及び自然環境保全法の指定地域内に工業等導入地区を設定することは自然環境の保全の観点から認められないので留意する。

## 2 実施計画の変更

実施計画は、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各般の土地利用計画との調整及び農地転用に関する所要の調整協議を了して定められていることにかんがみ、その変更については、当該地域における工場用地等の将来の見通しを十分に検討し、慎重に行う必要がある。しかし、既存の工場用地等に不足を来たしており、拡大が必要な工業等導入地区又は実施計画の策定後相当の期間を経過したにもかかわらず、いまだ工業等の導入が十分には行われていない工業等導入地区については、広域的な観点に立って、諸情勢の変化に対応して当該実施計画を遅滞なく見直し、所要の変更を行う。

実施計画の変更に当たっては、1の事項に留意するほか、次により行う。

なお、広域指針が示されている場合には、当該広域指針の内容に即して、実施計画を変更する。

### (1) 工業等導入地区の拡大

工業等の導入が完了し又は完了することが確実な場合で、工場用地等に不足を来す場合において、工業等導入地区を拡大する場合は、次により取り扱う。

ア 既存の実施計画の工業等導入地区の隣接地において工業等導入地区を設定しようとするときは、当該実施計画の変更とする。

イ 隣接地以外の土地に工業等導入地区を設定する場合で、土地利用計画、相互間の距離、導入企業間の関連性等の観点からみて、既存の実施計画と密接な関連のある工業等の導入をしようとするときは、当該実施計画の変更とする。

ウ 隣接地以外の土地に工業等導入地区を設定する場合で、既存の実施計画と関連の少ない工業等の導入をしようとするときは、新たな実施計画の策定とする。

### (2) 工業等導入地区の縮小又は取消し

工業等導入地区の縮小又は取消しをする場合においては、実施計画の変更として取り扱い、変更にあたっては次の事項に留意する。

なお、工業等導入地区の縮小又は取消しに関連して他の土地に工業等導入地区を設定しようとするときは、(1)に準じて取り扱う。

ア 地域住民の意向を十分反映するとともに、縮小又は取消しに係る土地の地権者（実施計画策定時における土地の地権者を含む。）の利害関係を十分調査の上行う。

イ 優良農用地の確保の観点から、縮小又は取消しに係る土地の形状等からみて農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、農用地区域に編入する。

ウ 縮小又は取消しに係る土地が、実施計画策定時において農地の転用（転用のための農地等の権利の取得を含む。）について「農村地域工業等導入実施計画と農地転用許可との調整について」（昭和47年4月18日付け農地B第673号農林省農政局長、農地局長連名通達）によって所要の調整を了しているものについては、実施計画の変更にあたって、都道府県の関係部局間において、その適否について協議し、所要の調整を行う。

なお、この場合に縮小又は取消しに係る農地等について転用の許可を行っている場合には、その実施計画の変更につき「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号、21農振第1599号農林水産省経営局長、農村振興局長連名通知）に十分留意して調整を行う。

### (3) 目標年度を経過した実施計画の取扱い

ア 工業等の導入が完了していない実施計画であって、目標年度を経過したものは目標年度を延長することの可否について十分検討を行う。

イ 目標年度を経過した実施計画について、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等工業等の導入の基本となる諸条件が整う見込みのない場合は、実施計画を広域的な観点から見直して工業等導入地区の縮小又は取消しを行う。

ウ 工業等の導入を促進する必要があるとあり、実施計画の目標年度を延長しようとする場合においては、当該実施計画の変更として取り扱い、その変更にあたっては、実施計画策定後の諸情勢の変化に対応して、当該実施計画を見直し、所要の変更を行う。

この場合、単純に目標年度の延長を行うことのないよう実施計画策定後の諸情勢の変化に対応して実施計画の内容を変更する。

また、目標年度の延長と併せて、工業等導入地区を拡大又は縮小する場合は、(1)又は(2)に準じて取り扱う。

## 3 広域実施計画

広域実施計画の策定又は変更については、1及び2のほか次の事項に留意する。

(1) 令第5条第1号の要件の判断にあたっては、通行の不便な河川や山の有無（自然的条件）、経済圏が同一か否か（経済的條件）、当該地域の住民の利用する教育、医療機関等の所在（社会的条件）等諸条件を総合的に勘案する。

(2) 情勢の変化等により、広域実施計画を拠点実施計画に改める必要がある場合及び拠点実施計画を広域実施計画に改める必要がある場合は、実施計画の変更として手続きを行う。

## 4 連絡調整等

(1) 都道府県の法担当部局は、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について法第5条第9項の規定による協議に応じようとする場合には、当該都道府県の土木、都市計画、環境等の関係部局と十分な協議を行う。

(2) 都道府県又は市町村が実施計画を定め又は変更する場合において、流通関連導入対象業種を導入業種とするときは関係都道府県公安委員会に連絡し、その意見を聴き、トラックターミナルの整備に係る事項を含むときは関係都道府県公安委員会と

十分協議する。

- (3) 実施計画の変更は、当該実施計画の公表の日から原則として1年間は認めない。
- (4) 実施計画を変更しようとする場合、協議及び連絡調整を行うための実施計画(案)は、変更箇所について変更前と変更後が容易に比較対照できるような様式とする。

#### 5 実施計画の写しの送付

法第5条第10項の規定に基づく実施計画の写しの送付については、次による。

- (1) 農林水産大臣に対しては、地方農政局長に10部(北海道にあっては、直接農林水産大臣に8部)を送付する。地方農政局長は、農林水産大臣に8部(うち5部は、関係行政機関の長への通知用)を送付する。
- (2) 経済産業大臣に対しては、経済産業局長に5部を送付し、経済産業局長は経済産業大臣に3部を送付する。
- (3) 厚生労働大臣に対しては、都道府県労働局長に5部を送付し、都道府県労働局長は厚生労働大臣に3部を送付する。
- (4) 国土交通大臣に対しては、地方運輸局長に5部を送付し、地方運輸局長は国土交通大臣に3部を送付する。

#### 第5 指導推進体制等について

実施計画の樹立及び実施に関する推進体制の整備並びに計画達成のための措置については、制定時次官通達の記の第4の2及び第5並びに改正法次官通達の第4に定められているところである。農村地域への工業等の導入の一層の推進を図るためには、実施計画の目標達成のための推進体制の確立が重要であることにかんがみ、次の事項に留意し従来の推進体制の点検強化に努める。

- (1) 都道府県は、工業等の導入を進めようとする市町村に対し、必要な情報を提供するほか、当該市町村が関係団体、試験研究機関、教育機関、他の市町村等と連携できるよう体制の整備に努める。
- (2) 施設の整備、職業紹介の充実、農業構造の改善等の施策の推進については、実施計画に掲げられた工業等の導入、農業従事者の就業及び農業構造の改善に関する目標が円滑に達成されるよう、国、都道府県及び市町村の各段階で、これらの施策を担当する部局と実施計画を推進する部局とが十分な連絡調整を図る。
- (3) 実施計画で定める農業構造の改善の促進に当たっては、農業生産基盤や農村生活環境基盤の総合的な整備のための事業等の活用にも留意しつつ行うよう努める。

【様式省略】